

富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託業者選定プロポーザル実施要領

本実施要領は、「富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務の受託者を選定するために富岡町が実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務の目的

富岡町では歳時記のイベントとして夜の森桜まつりや富岡夏祭り、富岡秋まつり等が開催されているが、冬期における交流事業が無いため、地域住民および来訪者が楽しめるクリスマスイベントを開催し、関係・交流人口の拡大を図る。

(2) 業務名称

富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託

(3) 業務内容

別紙「富岡町文化交流センター自主事業イベント業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年1月15日（金）まで

(5) 企画提案書の見積上限額

7,000,000 円程度（消費税及び地方消費税含む）

2 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 本町における業務委託業者の選定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事

- 再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者
- ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない者、申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- ⑧ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者
- (2) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 選定の手順

(1) 選定の方法

選定は、参加者からの提案内容を総合的に評価して業務委託候補者を決定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

(2) 選定のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 8 年 5 月 19 日（火）	実施要領等の公表
令和 8 年 5 月 29 日（金）	実施要領等に関する質問の提出期限
令和 8 年 6 月 5 日（金）	実施要領等に関する質問への回答
令和 8 年 6 月 12 日（金）	参加表明書提出期限
令和 8 年 6 月 24 日（水）	企画書等審査書類提出期限
令和 8 年 6 月 30 日（火）	ヒヤリング及び プレゼンテーション実施対象者への通知
令和 8 年 7 月 8 日（水）	ヒヤリング及びプレゼンテーションの実施
令和 8 年 7 月中旬	業務委託候補者の決定及び通知
令和 8 年 7 月下旬	業務委託契約の締結

(3) 参加表明書の提出について

以下の書類を事務局（富岡町）へ電子メール（電子メール送信後は、電話でその旨連絡すること）、持参又は郵送（書留）すること。（各 1 部）

- ①参加表明書（様式第 1 号）
- ②企業概要書（様式第 2 号）
- ③業務実績書（様式第 3 号）
- ・電子メールで送付する場合、件名は「富岡町文化交流センター 自主事業イベント 業務委託プロポーザル参加申込」とすること。
- ・持参する場合、事前に電話にて連絡すること。
- ・期間内の平日 9 時から 17 時までの時間帯に提出すること。

【提出期限】

令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

(4) 質問の受付及び回答について

本業務及びプロポーザル実施要領について、質問がある場合には、質問書（様式第4号）に質問事項を記入の上、電子メール（電子メール送信後は、電話でその旨連絡すること）又は持参により事務局まで提出すること。

【提出期限】

令和8年5月29日（金）17時まで

【質問に対する回答について】

令和8年6月5日（金）までに電子メールで行う。

(5) イベント会場の現地確認について

現地確認を要する場合は事前に連絡すること。

(6) 企画提案書等の提出要請について

企画提案書等の提出要請は、参加表明書（様式第1号）提出者のうち、参加資格を有すると認められた者に対して、令和8年6月12日（金）に書面及び電子メールにて行うものとする。

(7) 企画提案書等の提出について

以下の書類（①～③）を事務局（富岡町教育委員会生涯学習課）へ持参又は郵送（書留）すること。なお、参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

① 企画提案書等：正本1部、副本5部、PDFデータ

企画提案書（任意様式）に次の書類を添えて提出すること。

ア 事業計画書（任意様式）

イ 業務スケジュール（任意様式）

② 見積書（任意様式）：1部、PDFデータ

見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

③ 事業者（提案者）の企業概要書（様式第2号）及び業務実績書（様式第3号）：

正本1部、副本5部、PDFデータ

参加表明書の提出時のものを再提出すること。また、次の書類を添えて提出すること。

ア 事業者（会社、団体）概要が分かるもの（既存のパンフレット等でも可）

イ 直近2期分の決算書又は税務申告

【提出期限】

令和8年6月24日（水）17時まで（必着）

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合、辞退したものとみなす。

(8) ヒヤリング及びプレゼンテーションの実施

ヒヤリング及びプレゼンテーションの実施は、町が設置する審査委員会にて行う。審査委員会は、5名以上の委員により構成されるものとし、ヒヤリング及びプレゼンテーションの開催日時、場所、実施方法等については、参加者に対し別途通知する。

4 企画提案書等を特定するための選定基準等

(1) 応募書類の選定

提出された企画提案書等の選定は、別に設置する審査委員会が行う。審査委員会は非公開とする。

(2) 応募書類の評価（採点）

企画提案書等の評価（採点）は、書面審査及び参加者によるプレゼンテーションにより行う。

(3) 選定基準及び選定方法

次の選定基準に基づき、企画提案書を評価・採点し、その結果の最も点数が高い者を受託候補者に選定する。なお、事業の企画、運営は、発注者と受託者の協議により決定・実施するものとし、企画提案書においては、業務趣旨を理解した上での企画力、業務遂行能力を判断する。

また、審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。

選定項目	選定基準	詳細	配点
企画提案	公演の企画内容	作品や演出、構成に芸術的な価値や創造性があるか。	10点
	公演の独自性、創造性	他にない着眼点や演出、テーマ設定のユニークさがあるか。	10点
	事業目的との整合性	公募要項で示したテーマや目的にどれだけ合致しているか。	10点
	実施体制、	業務を円滑に遂行できる実施体制が構築されているか。	10点
	広報・集客計画	ターゲットに合った広報手段や工夫があるか。	10点
	持続性・発展性	次年度以降への波及を意識した内容であるか。	10点
業務工程	安全管理・リスク対応	災害時の対応などへの配慮ができていないか。	5点

参考見積	上限額と見積額との差	コスト感覚が適切で、内容に見合った支出であるか。	5点
業務実績	過去に実施した同種業務の実績	実績面において、本業務を委託するにふさわしい事業者と認められるか。	10点
	担当者の上記業務に携わった実績、専門知識		10点
プレゼンテーション	提案内容を説明、質疑応答等の対応能力及び取組み意欲等	取組み意欲が強く感じられるか。 質問に対する応答は明快かつ迅速であるか。	10点
合 計			100点

(4) 選定結果

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(5) 選定対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

ア 2に記載する参加資格を満たさない者

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 2案以上の企画提案をした場合

エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について事前協議を行った場合

オ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5 契約に関する事項

(1) 受託候補者に選定された者は、その旨の通知した後、契約の締結交渉を行う。

(2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て富岡町に帰属するものとする。

6 その他の留意事項について

(1) 企画提案書等提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類については返却しない。

(3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。

(4) 企画提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。

- (5) 本要領に関して富岡町から受領した全ての資料及び本業務の成果物は、町地了解を得ないで公表、又は使用してはならない。

7 プロポーザルの中止

やむを得ない理由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合においては、中止とする場合がある。中止の場合、プロポーザルに要した経費の請求は認められない。

8 事務局（提出及び問い合わせ先等）

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1（富岡町文化交流センター内）

富岡町役場教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話: 0240-22-2626

事務担当：生涯学習係 安田

電子メール：tom7100-0@tomioka-town.jp